

平成20年度  
青梅市教育委員会の事務点検評価  
(平成19年度分事業対象)

報 告 書

平成21年3月  
青梅市教育委員会

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価<br>の実施について | 2  |
| 青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱の制定について              | 4  |
| 青梅市教育委員会の平成19年度教育目標および基本方針             | 6  |
| 青梅市教育委員会事務点検評価（平成19年度事業）               | 14 |
| 点検・評価にかかる青梅市教育委員会事務点検評価有識者の意見          | 27 |

## 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施について

### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成19年6月に公布され、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

### 2 教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価の実施方針について

青梅市教育委員会では、法の一部改正を受けて、次のような方針にもとづき、点検および評価を実施することとしました。

#### (1) 趣旨

ア 青梅市教育委員会は、毎年、教育施策や事務事業の取組状況について点検および評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検および評価の結果に関する報告書を作成し、これを青梅市議会に提出するとともに、公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図る。

#### (2) 実施方法

ア 毎年度策定する「青梅市教育委員会の基本方針にもとづく主な教育施策」を対象とし、具体的には、目標と結果を明確に対比するため、「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子に掲載された事務事業の点検および評価を行う。

イ 点検および評価は、前年度の施策・事業の進ちょく状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

ウ 点検および評価における第一次点検評価として、教育委員会事務局各課職員は、所管した施策および事務事業について点検および評価を行う。

エ 点検および評価における第二次点検評価として、教育委員会事務局の部・課長級職員は、第一次点検評価を踏まえ、教育目標、基本方針および重点項目の取組状況を勘案し、点検および評価を行う。

オ 第一次・第二次点検評価の客観性を確保するため、点検評価有識者から、第一次・第二次点検評価結果について意見を聴取する。

カ 教育委員会は、(ア)から(オ)までによって点検および評価した結果なら

びに点検評価有識者からの意見を踏まえ、教育目標の達成状況を総合的に点検および評価を行う。

キ 点検評価は、「事務点検評価シート」により、【目標】【実績】【問題点、課題等】を各課で記入し、次の基準により行う。

| 評価記号 | 評価                  | 評価基準   |
|------|---------------------|--|
|      | 目標の達成に向け順調である       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で優れた取組を行った。</li> <li>・重点項目の達成に向けて大きな成果を上げた。</li> <li>・事務事業として大きな成果を上げた。</li> <li>・課題や問題点もない。</li> </ul>       |
|      | 目標の達成に向けおおむね順調である   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な取組を行った。</li> <li>・重点項目の達成に向けて一定の成果を上げた。</li> <li>・事務事業として一定の成果を上げた。</li> <li>・大きな課題や問題点はない。</li> </ul>       |
|      | 目標の達成に向け、一部困難な課題がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を行った。</li> <li>・重点項目の達成に向けて多少成果は上げた。</li> <li>・事務事業として多少の成果は上げた。</li> <li>・課題や問題点がある。</li> </ul>               |
| ×    | 目標の達成に向け、困難な課題がある   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を行わなかった。</li> <li>・取組を行ったが、重点項目の達成に向けて成果は上がらなかった。</li> <li>・事務事業として成果が上がらなかった。</li> <li>・大きな課題が残った。</li> </ul> |

(3) 教育に関する有識者の知見の活用

ア 教育委員会は、教育に関する有識者の知見の活用を図るため、点検評価有識者を置く。

イ 点検評価有識者は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

ウ 点検評価有識者の任期は、2年以内とする。

(4) 報告および公表

教育委員会は、点検および評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を青梅市議会へ提出しなければならない。また、点検および評価の結果は、公表しなければならない。

(5) 評価結果の活用

教育委員会は、点検および評価の結果を、次年度の教育目標や基本方針等の策定、その他事務事業の改善等に活用するものとする。

## 青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱の制定について

上記の「教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価の実施方針」にもとづき、次の内容で「青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱」を定め、事務点検評価の実施をすることとしました。

### 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定にもとづき、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定め、もって効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たすことを目的とする。

### 2 事務点検評価の実施

教育委員会は、外部の有識者による知見を活用し、毎年、前年度にかかるその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

### 3 事務点検評価の対象ならびに点検および評価の方法

事務点検評価の対象は、教育委員会事務局内部で事後評価を行ったものとし、次のとおり実施する。

- (1) 教育委員会事務局の各課職員は、所管した施策および事務事業について点検および評価（以下「第一次点検評価」という。）を行う。
- (2) 教育委員会事務局の部・課長級職員は、第一次点検評価を踏まえ、教育目標、基本方針および重点項目の取組状況を勘案し、点検および評価（以下「第二次点検評価」という。）を行う。
- (3) 第一次点検評価および第二次点検評価の客観性を確保するために、次項の規定により設置する点検評価有識者から、第一次点検評価結果および第二次点検評価結果について意見を聴取する。
- (4) 教育委員会は、前3号により点検および評価した結果ならびに点検評価有識者の意見を踏まえ、総合的に点検および評価を行う。

### 4 点検評価有識者の設置等

- (1) 教育委員会は、点検評価有識者2人を置く。
- (2) 点検評価有識者は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (3) 点検評価有識者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 点検評価有識者に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 点検評価有識者には、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

### 5 報告書の青梅市議会への提出

教育委員会は、事務点検評価にかかる報告書を作成し、青梅市議会に提出しなければならない。

**6 評価結果の公表**

教育委員会は、事務点検評価の結果を公表しなければならない。

**7 評価結果の活用**

教育委員会は、事務点検評価の結果を教育目標、基本方針等の策定、施策  
その他事務事業の改善等に活用するものとする。

**8 庶務**

事務点検評価に関する庶務は、学校教育部総務課が処理する。

## 青梅市教育委員会の平成19年度教育目標および基本方針

青梅市教育委員会は、平成19年度に取り組む教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために5つの「基本方針」を次のように策定しました。

### 青梅市教育委員会の教育目標

青梅市の教育は、郷土の歴史と文化を尊重し、文化の継承と豊かな青梅の創造を目指し、平和な国家および社会の形成者として自主的かつ進取の精神にみちた健全な人間の育成と広く国際社会に生きる市民の育成とを期して、行われなければならない。

また、社会や時代の変化に伴う課題をとらえ、将来の展望をもった広い視野に立つ柔軟な発想を基に、未来を担う人間の育成を図ることが重要である。

青梅市教育委員会は、このような考え方に立つとともに、日本国憲法および教育基本法にのっとり、以下の「教育目標」に基づき、学校教育および社会教育を推進する。

#### [青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定)

(平成17年2月3日 青梅市教育委員会改訂)

## 平成19年度 青梅市教育委員会の基本方針

### 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

#### 1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

#### 2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育の充実や「青梅子どもルール」の啓発などを図るとともに、家庭・学校・地域等が協働した「心とからだの健康づくり」を推進する。

また、真・善・美などの人間的な価値観を養うために、情操教育の推進を図る。

#### 3 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習の機会を充実する。

#### 4 郷土愛をはぐくむ教育の推進

児童・生徒が地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、青梅の文化や伝統にふれる機会や地域における交流活動を推進する。

#### 5 地域に根ざした教育の充実

児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の一員としての自覚を高めるために、身近な地域の自然や文化を教材として取り扱うことや地域人材の活用を図るとともに、関係施設や機関との連携を通して、地域に根ざした教育活動を充実する。

#### 6 健全育成の推進

豊かな人間性と社会性を育成するために、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め公共心をはぐくむとともに、いじめの根絶を目指して、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関等が連携を密にした健全育成を推進する。

**【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】**

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

**1 個を伸ばす指導の充実**

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力調査(国、東京都)結果や授業評価の分析・考察をもとにした「授業改善推進プラン」の改善・充実を図る。

また、教科指導法の研究開発を一層進めるとともに、少人数指導および「総合的な学習の時間」や選択教科などの学習を工夫・改善し、個を伸ばす指導の充実を図る。

**2 健康・体力づくりの推進**

児童・生徒一人一人が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむために、体力テストの実施学年の拡充を図り、一層の結果の活用を図るとともに家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進する。

また、運動部活動の振興を図るために、活動の充実に向けた条件整備等を推進する。

**3 読書活動の推進**

国語力の向上に向けて、コミュニケーション能力や豊かな言語感覚を育成するために、主張大会への取り組みと「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく児童・生徒の読書活動や関連する学習活動への支援を充実する。

**4 国際理解教育の推進**

国際理解教育の推進を図るために、外国人英語指導助手を積極的に活用し、中学校での英語指導および小学校における英語活動等を充実する。

## 5 情報教育の推進

児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成し、確かな学力の向上を図るために、各教科や「総合的な学習の時間」の学習活動などにおいて、積極的にITの活用を図る。

(IT : information technology【コンピュータ】)

## 6 キャリア教育の充実

健全な勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

## 7 特別支援教育の円滑な実施

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を円滑に実施するために、特別支援教育の理解・啓発に努めるとともに、「青梅市特別支援教育実施計画」にもとづいて、特別支援プロジェクトや小・中学校の校内体制、個別指導計画などの取り組みの充実を図る。

## 8 教育相談体制の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回相談を拡充する。また、適応指導教室「ふれあい学級」の指導内容を一層充実し、スクールカウンセラー等と連携した学校支援体制および相談環境の整備を図る。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習支援までの連続性のある相談体制の構築を目指す。

## 9 小・中学校の連携の推進

9年間の義務教育を見通した学習指導および健全育成の充実を図るために、小・中学校が連携した教育をより一層推進する。

また、学校規模や地域の特性を生かすために、小規模校の小・中学校において、小規模特認校制度にもとづく一貫教育を進める。

### 【基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実】

市民が生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

## 1 生涯学習の推進

市民が自発的な意思をもって、主体的に学習することを支援するために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、生涯学習ネットワークを構築し、関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

## 2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るために、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

また、市民センター等で実施している生涯学習については、事業の効率化を図るとともに、時代のニーズに応えるよう、集中管理による体系的な事業の実施について検討する。

## 3 青少年の体験活動の充実

青少年の自立を支援し、地域との交流などを図るために、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会の充実に努める。

また、多様な体験活動を通して、集団的活動における協調性やリーダー性等を養う。

## 4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図る。

## 5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域に根ざした活動拠点の設置に努める。

## 6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用や教員の専門性など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

## 7 社会教育施設の環境整備

生涯学習事業の一層の推進・充実を図るために、社会教育施設の環境整備に努める。

#### 【基本方針4 文化・スポーツ・レクリエーションの振興】

市民が生涯を通じて、文化やスポーツに親しむ機会の充実が求められている。そのために、優れた芸術文化や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化活動への支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動の機会や場を提供するなどの支援を図る。

##### 1 文化・芸術活動の振興

市民が、貴重な文化財や芸術と触れ合うために、郷土の資料、美術作品を収集、保管および展示して市民の利用に供するとともに、市民への文化・芸術活動の支援等を通して振興に努める。

##### 2 図書館の整備および読書活動等の推進

市民の図書館利用のニーズに応えるために、(仮称)新中央図書館の開館に向けた整備を進めるとともに、資料提供の迅速化を図る。

また、「青梅市子ども読書活動推進計画」を推進するほか、図書館ボランティアとの協働などに努める。

##### 3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、「市民一人1スポーツ」を推進するために、いつでも、どこでも気軽にスポーツ等に親しめるよう機会の提供、施設の整備に努めるとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する。

##### 4 総合型地域スポーツクラブの推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進するために、子どもから大人までが、地域において、スポーツと生涯親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた準備を進める。

【基本方針5「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」】

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進計画(仮称)」にもとづく施策を実施するとともに、中長期的な施策の展開を青梅市総合長期計画 後期基本計画に位置付ける。

2 開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、積極的な教育活動の公開や市民の学校行事等への参加の拡大を図るとともに、学校運営連絡協議会や保護者、地域住民等による外部評価の実施などにより「開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

家庭・学校・地域が一体となって、児童・生徒の教育活動の充実および活性化を図るために、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

児童・生徒の日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関等が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進する。

5 学校経営の充実

学校経営の充実を図るために、年間を通した学校評価システムを確立し、学校評価にもとづく、学校経営の改善・充実を図るとともに、校長、副校長、主幹を明確に位置付けた組織的な運営体制を充実し、自主的・自律的な学校経営の実現に向けた改革を推進する。

6 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図る

とともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援およびライフステージに応じた教員研修等の充実を図る。

#### 7 教職員の服務規律の確保

教職員による服務事故の防止を徹底するために、研修などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させ、学校教育に対する信頼の確保に努める。

#### 8 学校施設の安全対策等の推進

児童・生徒の安全確保と市民の避難場所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化を推進するとともに、計画的に教育環境の整備を図る。

#### 9 教育委員会の機能の充実

国や東京都における教育改革の推進やいじめ問題、青少年の健全育成などの諸課題に対して、教育委員会がより市民の期待に応えるために、情報発信を積極的に行い、学校・家庭・地域との一層の連携を深める中で機能の充実を図る。

|          |       |     |     |            |
|----------|-------|-----|-----|------------|
| 教育目標     | 平成13年 | 12月 | 4日  | 青梅市教育委員会決定 |
| 教育目標一部改訂 | 平成17年 | 2月  | 3日  | 青梅市教育委員会決定 |
| 基本方針     | 平成17年 | 2月  | 3日  | 青梅市教育委員会決定 |
| 基本方針     | 平成18年 | 1月  | 12日 | 青梅市教育委員会決定 |
| 基本方針     | 平成19年 | 1月  | 11日 | 青梅市教育委員会決定 |

## 青梅市教育委員会事務点検評価（平成19年度事業）

「平成19年度 青梅市教育委員会の教育施策の概要」を基本として、平成19年度は、198項目にわたる事務点検評価を実施した。その中には、毎年実施する基本的事項も含まれるため、本報告書においては、基本方針および教育施策ごとに、特に重点となる項目に関する評価を記載することとした。

|   |                        |
|---|------------------------|
| 基本方針1   | 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 |
| <p>すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。</p> <p>そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。</p> |                        |

|      |  |
|------|--|
| 教育施策 | 1 人権教育の推進 2 心の教育の推進 3 社会に貢献できる個人の育成 4 郷土愛をはぐくむ教育の推進 5 地域に根ざした教育の充実 |
|------|--|

|            |   |
|------------|---|
| 平成19年度取組状況 | 人権教育を推進するため、啓発資料を作成し配付するとともに、道徳教育充実のため、道徳副読本の活用等を図った。また、青梅子どもルールの普及・啓発、職場体験の実施、地域の文化・伝統芸能の継承に向けた取組みなどを実施し、地域とのかかわりをもちながら自立した個人の育成に向け、事業を展開した。 |
|------------|---|

### 主な事務事業の取組み

| 事業名                          | 年度目標  | 取組状況  | 成果・課題   | 評価担当課 |
|------------------------------|---|---|---|-------|
| ・地域の歴史や文化・伝統芸能などに関する指導資料集の作成 | ・地域の歴史、伝統文化等を題材とした実践例を収集し、実践事例集を作成する。                                 | 児童・生徒が地域の歴史・文化・伝統を学び、地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、各学校において、教材として作成した資料等をもとにした「地域に根ざした教育を推進するための実践事例集」を作成した。（電子データ化） | 各学校における特色ある教育活動との関連を図り、「実践事例集」を活用した実践の継続と発展が図れたほか、電子データによる活用性の向上が図れた。 | 指導室   |
| ・青梅の歴史・文化・伝統に関する教員対象の研修の実施   | ・教員が青梅の歴史・文化・伝統に関する理解を深めるために、市内の歴史的名所、旧跡等を見学させ、青梅の歴史・文化・伝統に関する理解を深める。 | 借上げバスを利用し市内の歴史的名所、旧跡等を見学する研修を実施した。参加者＝初任者40人、講師＝1人  | 青梅の歴史・文化・伝統に対する理解、教材化の視点に関する理解を深めることができた。                             | 指導室   |

|  |                  |
|--|------------------|
| 基本方針 2   | 「豊かな個性」と「創造力」の伸長 |
| <p>国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒 一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。</p> <p>そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。</p> |                  |

|      |  |
|------|--|
| 教育施策 | 1 個を伸ばす指導の充実 2 健康・体力づくりの推進 3 読書活動の推進<br>4 国際理解教育の推進 5 情報教育の推進 6 キャリア教育の充実 7 特別支援教育の円滑な実施 8 教育相談体制の充実 9 小・中学校の連携の推進 |
|------|--|

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 19 年度取組状況 | <p>児童・生徒の基礎的・基本的な学力および体力の向上を図るため、学力調査の結果分析・考察による改善策の検討、少人数、習熟度に応じた指導を実施したほか、小学校 5・6 年生、中学校の全学年に体力テストを行い、健康・体力の現状から取り組むべき方向性を明らかにした。また、中学校 3 校のコンピュータの更新やコンピュータ教育研究指定校による研究成果の普及により情報教育の充実を図ったほか、青梅市特別支援教育実施計画にもとづき情緒障害の通級学級を開設した。小・中学校の連携では小・中一貫教育在り方検討委員会により青梅市における一貫教育の在り方に関する基本的な方向性が示された。</p> |
|--------------|---|

#### 主な事務事業の取組み

| 事業名                       | 年度目標   | 取組状況   | 成果・課題  | 評価担当課 |
|---------------------------|--|--|--|-------|
| ・学力向上推進委員会による学力調査結果の分析・考察 | <p>・学力向上推進委員会を組織し、調査結果の分析・考察、改善策について協議をする。</p> <p>・授業改善の具体例を報告書としてまとめ、市内全小・中学校に配布する。</p> | <p>小・中学校別・教科別に分科会を組織し、調査結果の分析・考察を行い、改善策を協議し、授業改善具体例についての報告書を作成した。また、学力向上・授業改善のためのリーフレット「学力向上を目指して」を作成、全教員に配布（配布部数 = 700 部）したほか、指導資料集を作成し各校に配布した。（配布部数 = 500 部）</p> | <p>各校において、報告資料を活用し、授業改善推進プランの作成やプランにもとづく授業改善等の取り組みの一層の推進を図るとともに、本市における学力向上のための課題や改善策について教員の理解を深め、授業改善の視点を示すことができた。</p> | 指導室   |

|                                  |   |  |   |                 |
|----------------------------------|---|--|---|-----------------|
| ・健康・体力に関する調査の拡充(小学5・6年、中学1・2・3年) | ・全校の小学校5・6年、中学校1・2・3年を対象に体力テストを実施する。(平成19年度は、中学校3年生を新たに加える)                                       | 全校の小学校5・6年、中学校1・2・3年を対象に体力テストを円滑に実施した。また、健康・体力向上推進委員会を開催し、新体力テストの実施結果および分析・考察にもとづく体力向上策などを検討し、児童・生徒の実態を把握するとともに、健康体力向上のための基礎資料とした。       | テスト結果について、個人カルテを児童・生徒一人一人に配布し、自己の体力および生活習慣の見直しに役立てるとともに、家庭とも連携を図りながら健康な生活や体力の向上に向けた啓発資料として活用した。体力調査の結果と課題、健康・体力の向上を図るための具体策等について、教員の理解を深めることができた。 | 指導室             |
| ・食に関する指導資料の作成                    | ・食に関する指導資料作成委員会を設置するとともに、指導資料を作成し、全教員に配布する。   | 小・中学校教員、指導室、給食センター職員による協議を行い、発達段階に応じた指導の内容を示すとともに、健康と食事の関係、健全な食生活の在り方、食事と栄養のバランス、食品等に関する指導資料(「食に関する指導の充実を目指して」)を作成し、全教員に配布した。配布部数 = 700部 | 指導資料を全教員に配布、活用することにより教員の理解を深め、指導の充実が図れた。  | 指導室<br>学校給食センター |
| ・中学校へのコンピュータの更新(中3校)             | ・中学校3校の更新を行う。対象校：第三中学校、吹上中学校、新町中学校<br>内訳：3校×44台(生徒用+教師用...各41台、教務用...各3台)                         | 児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成するために、積極的なITの活用を図った。第三中、吹上中、新町中の3校のコンピュータを更新した。内訳 = 3校×44台(生徒用+教師用...各41台、教務用...各3台)                                | 新機器へ更新することにより、情報教育環境の整備を図るとともに、授業への積極的活用を図ることができた。  | 指導室             |
| ・青梅市特別支援教育推進協議会の設置               | ・特別支援教育を円滑に進めていくために協議会を設置する。<br>・特別支援プロジェクト事業の運営と評価を行う。<br>・幼稚園、保育園、小・中学校、特別支援学校、各関係機関との連携の推進を図る。 | 特別支援教育の総合的な体制整備の推進と評価を行い、本市における特別支援教育を円滑に実施するために、協議会を設置した。5月、11月、2月に、計3回協議会を開催し、プロジェクト事業の取り組みである巡回・訪問相談の改善点等について協議を行った。                  | モデル事業を前年度から実施していたため、円滑に実施できた。また、推進協議会の構成員に対しては、就学指導委員会の委員の医師、心身障害児通所施設の施設長を入れるなど、充実を図っていきたい。  | 特別支援教育担当        |
| ・小・中学校への学習支援員の配置                 | ・小学校17校に週2日、中学校10校に週2日を配置する。  | LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒等に関する教員の指導を支援し、個に応じた指導の充実を図るため、支援員を各小・中学校に配置した。<br>小学校17校、中学校10校に各校1名を配置。小・中学校=週2日×各校1名×36週                 | 支援員による教育活動の支援を行うことができた。<br>今後、支援員がより障害に対する理解を深めること、小学校への支援員の派遣の拡充、また、中学校における支援員活用方法について、助言を行う必要性がある。  | 特別支援教育担当        |

|                                  |   |   |   |                 |
|----------------------------------|---|---|---|-----------------|
| <p>・特別支援教育推進モデル地域の指定</p>         | <p>・モデル校において、特別支援教育の組織的な展開について実践研究を推進する。<br/>         &lt;実践研究の内容&gt;<br/>         校内組織の活性化に向けた取組み 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化と効果的な活用<br/>         特別な支援を要する児童への支援の実施</p>   | <p>特別支援学級を設置している第三小学校をモデル校として指定。(1年目)アシスタントコーディネーター(臨床心理士、立教大学大学院の学生)を配置し、継続的な支援を得たことにより、校内の推進体制が構築された。<br/>         また、校内委員会の充実のための研修会、近隣の幼稚園、保育園の参加による研修会を実施した。</p>                   | <p>特別支援学級の教員と通常学級の教員、近隣幼稚園・保育園との連携を図ることができたほか、中間報告書をまとめ、市内全校に実践内容について周知することができた。今後、特別な支援を要する児童への支援のあり方について、教員の理解を更に深めることが必要である。</p>                         | <p>特別支援教育担当</p> |
| <p>・特別支援プロジェクトの拡充</p>            | <p>・巡回・訪問相談を実施し、児童・生徒の実態に即した指導等について専門家による助言を行う。<br/>         &lt;巡回相談&gt;<br/>         定期的な派遣<br/>         小学校...教育相談所心理相談員。中学校...スクールカウンセラー。幼稚園・保育園...臨床心理士<br/>         &lt;訪問相談&gt;<br/>         要請による派遣</p> | <p>教育、保健・医療、福祉等の関係者の連携により、特別な支援を必要とする子供たちへの適切な教育的支援を行うことを目指す特別支援プロジェクト事業のうち次の事業を拡充した。巡回相談=幼稚園11回、小・中学校は定期的に派遣 訪問相談=小学校30回、中学校14回派遣 就学支援シートの作成=就学時に記載し、就学先の小学校に提出。保護者の希望に対応できるようにした。</p> | <p>幼稚園・保育園からの早期発見・支援ができ、学齢期につなぐ支援体制ができた。<br/>         また、小・中学校の通常学級に在籍している発達障害の児童・生徒への指導・助言ができたが、専門家の確保、訪問日程の調整、訪問回数が増、専門家の助言内容について、校内での共通理解の促進が課題である。</p>  | <p>特別支援教育担当</p> |
| <p>・特別支援教育の理解・啓発に関する取り組みの充実</p>  | <p>・特別支援学級、特別支援学校との交流等を推進するための助言を行う。<br/>         ・特別支援教育の理解・啓発に向けたリーフレットを作成し、配付する。<br/>         ・保護者、市民等を対象とした講演会を実施する。</p>  | <p>児童・生徒、保護者、教職員、市民等への理解・啓発を進めるため、副籍制度を活用し、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒30名が、市立小・中学校との間接的・直接的な交流を実施した。講演会の実施=発達障害の子供の理解と対応(79名参加)<br/>         啓発リーフレットの作成・配付(保護者向け1,500部、保護者・教員向け13,000部)</p>     | <p>副籍制度では、対象者の半数の児童・生徒が活用し、交流を進めることができたほか、就学支援シートの目的や内容等について、就学前の保護者への周知を図ることができた。今後、特別支援学校との調整、保護者との連絡を密にし、交流の推進を図ること、保護者、市民を対象とした研修についてのPR等を充実が必要である。</p> | <p>特別支援教育担当</p> |
| <p>・「小・中一貫教育在り方検討委員会(仮称)」の設置</p> | <p>・「小・中学校一貫教育検討委員会」を設置し、検討を進め、青梅市における小・中学校一貫教育校の在り方を示す。</p>  | <p>「小・中学校一貫教育在り方検討委員会」を設置し、4回の協議を実施した。中学校区ごとに小学校と中学校の9年間を見通した学習指導等の在り方について検討を進め、「青梅市小・中学校一貫教育検討委員会まとめ」を作成し、青梅市における小・中学校一貫教育校の在り方を提示した。</p>  | <p>9年間が継続的で一貫性のある教育課程の在り方、生活指導の在り方等について、今後の青梅市における小・中学校一貫教育の在り方に関する基本的な方向性を示すことができた。</p>  | <p>指導室</p>      |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 基本方針 3   | 生涯学習の推進と社会教育の充実 |
| <p>市民が生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。</p> <p>そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。</p> |                 |

|      |  |
|------|--|
| 教育施策 | 1 生涯学習の推進 2 生涯学習の環境整備 3 青少年の体験活動の充実<br>4 家庭教育への支援 5 地域における健全育成の推進 6 学校開放の推進<br>7 社会教育施設の環境整備 |
|------|--|

|            |  |
|------------|--|
| 平成19年度取組状況 | <p>生涯学習社会の実現に向け、市や公共機関が保有する情報や技術的知識を出向いて提供した生涯学習まちづくり出前講座、自然体験や異年齢間の交流を通して自主性や協調性を育む子ども体験塾の充実を図ったほか、放課後の子どもたちが安全で安心な居場所を提供する放課後子ども教室推進モデル事業の実施、学校施設の開放、AEDを市民プールに設置するなど、より一層社会教育施設の安全対策を図った。</p> |
|------------|--|

#### 主な事務事業の取組み

| 事業名               | 年度目標   | 取組状況   | 成果・課題  | 評価担当課                    |
|-------------------|--|--|--|--------------------------|
| ・生涯学習まちづくり出前講座の実施 | ・市民の各種施策に関する理解を深め、行政全体で生涯学習を推進し、市民によるまちづくりの推進に寄与する。  | 市その他公共機関が保有する情報・技術的知識を出向いて提供することにより、市民の各種施策に関する理解を深めるとともに、行政全体で生涯学習を推進し、市民によるまちづくりの推進に寄与するため、48のメニューにより実施した。開催回数30回  | 利用団体数を増加させることにより、多くの市民の方に市の施策を理解していただけることから、今後、周知の方法等の工夫を必要とする。  | 社会教育課                    |
| ・子ども体験塾の充実        | 自然体験や異年齢間の交流を通して、子ども達の自主性や協調性を育むことを目的に、東京都市長会等で構成する多摩・島しょ子ども体験塾運営本部が、子どもたちの健全育成を目的として交付する助成金を活用し、子ども体験塾を実施する。<br><実施予定事業><br>【学校教育】子どもサマーコンサート、ふれあい校外体験学習<br>【社会教育】高校生自然体験教室、集まれ！おうめっ子 | 青梅子どもサマーコンサート=8/25、青梅市民会館、参加者1,275人<br>ふれあい校外体験学習=10/23、群馬県みなかみ町、参加者17人<br>高校生自然体験教室=海のふるさと村、国立信州高遠青少年自然の家ほか、期間=6/9~8/4(7/31~8/4)宿泊研修、2/16~3/28(3/26~28)宿泊研修、参加者15人<br>集まれ！おうめっ子=教育センター・沢井市民センター、期間：7/6~10/13計6回(実踏、本番10/13)参加者48人<br>子ども発掘体験=8月3日~21日(9日間)霞台遺跡調査=152人 | 子どもたちに様々な体験活動を提供することができた。<br>「高校生自然体験教室」はリピーターが多く、事業のマンネリ化がある。事業内容の大幅な変更は出来ないが、研修場所等について検討の必要がある。<br>「集まれ！おうめっ子」も実行委員の応募が少ない。どちらの事業も、周知方法等事業形式を検討し、工夫することが課題である。 | 指導室<br>社会教育課<br>郷土博物館管理課 |

|                     |   |   |   |       |
|---------------------|---|---|---|-------|
| ・青少年リーダーの育成         | ・異年齢集団による団体宿泊活動等を通じて、自主性や社会性を養い、地域や学校における青少年リーダーとしての資質の向上を図る。                       | 小学校5年生～高校3年生を対象とした研修会を次とおり実施した。<br>6/16～8/18までに隔週で事前研修を6回、8/23～26に宿泊研修(会場：国立赤城青少年交流の家)9/1に事後研修を実施。延参加者：303人   | 事業のマンネリ化が課題。常に新しいプログラムを組み込んでいく必要がある。<br>今後、指導者が入れ替わっていく中で、指導者間の意思統一を図っていく必要がある。 | 社会教育課 |
| ・親子ふれあい綱引き大会の充実     | ・青少年自身が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子で綱引き大会に参加することで、異年齢交流や地域交流を図りながら、地域社会全体で青少年の健全育成を図る。 | 参加チーム数=124チーム(申込み128チーム中、取り下げ1、棄権3)参加者数：2,100人  | 東京都綱引き連盟よりレーンマットの寄贈を受け、備品も充実した。参加チーム数増加に伴い、進行方法の検討が必要である。                       | 社会教育課 |
| ・家庭教育の啓発に向けた取り組みの充実 | ・家庭教育講演会を年2回実施する。   | 講演会を2回実施したほか、社会教育委員会議において家庭教育で足りないものを「家庭のスローガン」として作成し、家庭教育の啓発を図った。講演会＝「現代社会に必要なコミュニケーションについて考える～個人・家族・地域に必要なコミュニケーション意識とは～」7月18日開催 参加者：15人 「元気にのびのび育てるヒント～よくねて、よくたべ、よくあそぶ～」12月15日開催 参加者：14人 | 家庭のスローガンを周知し、家庭教育の啓発を図る必要がある。   | 社会教育課 |
| ・放課後子ども教室推進モデル事業の実施 | ・霞台小学校で放課後子ども教室(モデル事業)を実施する。  | 市内全小学校区実施に向けたモデル事業として、市立霞台小学校「夕やけランド霞台小」を実施した。<br>7/11～3/19の期間、毎週水曜日全29回(長期休業期間・祝日は除く)校内専用教室・体育館・校庭・渡り廊下を使用して実施した。延参加者は1,505人である。   | モデル校である霞台小では、活動をサポートする地域ボランティアが不足したことから、将来の市内全小学校区実施に向け、検討していく必要がある。            | 社会教育課 |
| ・市民プールの安全対策の充実      | ・各水泳場について、施設面、管理・運営面を充実させ、より一層の安全確保を図る。   | 安全対策基準の作成、吸込防止金具の設置を実施したほか、全施設にAEDを配置し、各水泳場の責任者等へAED講習会実施(1回)した。  | 各施設共に、老朽化に伴う改修箇所が増加している。<br>また、利用者からのニーズ多様化への対策が必要である。                          | 体育課   |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 基本方針 4  | 文化・スポーツ・レクリエーションの振興 |
| <p>市民が生涯を通じて、文化やスポーツに親しむ機会の充実が求められている。</p> <p>そのために、優れた芸術文化や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化活動への支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動の機会や場を提供するなどの支援を図る。</p> |                     |

|      |   |
|------|---|
| 教育施策 | 1 文化・芸術活動の振興 2 図書館の整備および読書活動等の推進 3 スポーツ・レクリエーション活動の推進 4 総合型地域スポーツクラブの推進 |
|------|---|

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 19 年度取組状況 | <p>指定文化財の管理・保存事業費の補助事業による国重要文化財、市有形文化財等の修理、整備等を実施。市立美術館では初の試みとして著名な作家による全国規模の巡回展を開催したほか、平成 20 年 3 月に駅前の利便性を備えた都市型の新中央図書館を開館し、図書・資料の充実、生涯学習の中核施設として図書ボランティアとの協働等、開かれた図書館の運営、図書館活動の推進に努めた。</p> |
|--------------|--|

#### 主な事務事業の取組み

| 事業名                   | 年度目標  | 取組状況   | 成果・課題  | 評価担当課    |
|-----------------------|---|--|--|----------|
| ・指定文化財の管理および保存事業費補助事業 | ・永く後世に伝えることを目的として、郷土の歴史を物語る上で貴重な指定文化財 5 件について修理事業を行う。 | <p>経年劣化等により修理が必要となった市内の文化財の修理費に対して、補助金を交付した。</p> <p>国重要文化財観音寺本堂・仁王門屋根葺替修理 都無形民俗文化財武蔵御嶽神社太々神楽衣装整備 市有形文化財成木延命寺山門修理 市有形文化財旧世尊寺の釈迦如来坐像修理 市有形文化財三田家所蔵中世文書修理</p> | <p>修理事業は滞りなく完了した。今後は、文化財の修理方針について、所有者と行政の側の職員が協議し、質の向上が望まれる。</p>                                   | 郷土博物館管理課 |
| ・各種調査委託事業の実施と報告書の刊行   | ・本市に関係する様々な文化財に対して調査・研究を行ない、調査結果をもとに報告書を刊行する。         | <p>市内に所在する各種文化財に対する調査を実施し、報告書を刊行した。</p> <p>武蔵御嶽神社および御師家古文書調査 = 報告書発行準備の為、文書の解読、表題の作成等を実施。埋蔵文化財の発掘調査 = 開発等に伴う遺跡地の事前調査を実施。市史史料集の刊行 = 谷合氏見聞録・青梅縞資料集を刊行。</p>   | <p>調査活動は長年を要するものが多く、地道である。今後も新たな調査案件の拡大が必要である。また、既刊の資料集等で絶版のものについては、希望者の動向を把握した上で再販を計画する必要がある。</p> | 郷土博物館管理課 |

|                             |   |  |   |                 |
|-----------------------------|---|--|---|-----------------|
| <p>・文化団体の育成・支援</p>          | <p>・市内の文化団体で組織する文化団体連盟を育成強化し、市民文化の向上を図るため活動を支援する。加盟目標 23 団体 会員数 2,500 人。</p>  | <p>文化団体連盟の育成強化と市民文化の向上を図るため、活動を支援した。<br/>加盟団体 = 23 団体 会員数 = 2,477 人</p>  | <p>会員の高齢化等により活動が発展性をもてないている。<br/>若年層の会員増加対策が必要である。</p>  | <p>社会教育課</p>    |
| <p>・美術巡回展の実施</p>            | <p>「齋藤 清」生誕 100 年の回顧展を実施することにより、わが国近代以降の日本画、洋画および版画の分野において調査・研究・収集に力を注いできた青梅市立美術館の知名度を一層向上させるとともに、新たな客層の開発や集客力の増加を図る。</p> | <p>齋藤清の生誕 100 年にあたり、全国的な規模の回顧展を青梅市立美術館で開催した。同館では開館以来初の試みとして、他の美術館との相互連携による展覧会を実施し、同館の知名度を一層向上させ、新たな客層の開発や集客力は想像を超えるものがあった。また、巡回展による効果として、規模の大きさに比して低コストで事業が実施できた。<br/>展示期間 = 平成 19 年 7 月 21 日(土) ~ 9 月 2 日(日) 38 日間 展示会場 = 青梅市立美術館第 1・2 展示室<br/>展示内容 = 齋藤清の代表作 130 点を展示(版画および墨画等) 観覧者数 = 3,961 人(年間 10,890 人、約 36%)<br/>経費 = 19 年度決算 5,470,236 円 巡回会場 = 青梅市立美術館(7 月 ~ 9 月)、北海道釧路芸術館(9 月 ~ 10 月)、福島美術館(11 月)、秋田県立近代美術館(平成 20 年 4 月 ~ 5 月)</p> | <p>計画段階で他館と企画が重複したため、巡回展という形で実施した。巡回により共通経費の削減も図れるが、館によって展示方針、施設規模等が異なるため、足並みを揃えるための支出増を覚悟する必要もある。結果として集客数も多く、大規模の割には廉価で実施できたが、予算規模としては 2 事業分の予算をひとまとめにする必要があった。<br/>巡回展は通常補助的な位置付けで受入れるものであり、運営上、自主企画の特別展も実施することが望ましい。</p> | <p>美術館管理課</p>   |
| <p>・青梅市子ども読書活動推進計画事業の推進</p> | <p>・子どもの読書活動の推進を図るため、講演会等各種事業を実施する。</p>   | <p>青梅市子ども読書活動推進計画にもとづき、子ども読書活動推進講演会を 10 月に実施したほか、計画にもとづくおはなし会、ブックリストの作成、配布を行った。</p>  | <p>この計画が第一次(17 年度から 20 年度)であり、浸透されていないところもあった。また、19 年度は、新中央図書館の開館もあったことから計画が順調に進まなかったこと等もあり、全体的には 1 人当たりの貸出冊数の減少など自発的な読書活動に改善すべき点が残った。</p>  | <p>中央図書館管理課</p> |

|                                     |                                   |   |  |                 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|--|-----------------|
| <p>・図書館ボランティアとの協働の推進</p>            | <p>・年間延 400 人のボランティア参加を目標とする。</p> | <p>図書館の仕事や地域社会への貢献に興味のあるボランティアを募り、市民と行政が協働し、市民に開かれ、親しまれる図書館の実現を図った。 延人数(年間) = 376人(11月26日から2月29日まで、新図書館準備のため休館)</p> | <p>登録者 11 人が整架等に協力いただき、利用者へのサービスにつながった。19年度に目標の人数 400 人を満たしていないのは、新図書館開館準備により休館していたため、目標は達成したと考える。</p> | <p>中央図書館管理課</p> |
| <p>・総合型地域スポーツクラブ設立に向けた検討委員会での検討</p> | <p>・検討委員会を設置し、クラブ設立に向け検討を行う。</p>  | <p>クラブのあり方を検討する「あり方検討委員会」を設置するための設置要綱を制定するのに手間取り、十分な検討ができなかった。</p>  | <p>平成 20 年度から「青梅市総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会」を設置し、検討会を行う予定。</p>   | <p>体育課</p>      |

|  |                            |
|--|----------------------------|
| 基本方針 5   | 「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」 |
| <p>家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。</p> <p>そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。</p> |                            |

|      |   |
|------|---|
| 教育施策 | <p>1 将来を見通した教育施策の推進 2 開かれた学校づくりの推進 3 特色ある学校づくりの推進 4 安全・安心な学校づくりの推進 5 学校経営の充実 6 教職員の資質・能力の向上 7 教職員の服務規律の確保 8 学校施設の安全対策等の推進 9 教育委員会の機能の充実</p> |
|------|---|

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 19 年度取組状況 | <p>青梅市教育推進プランにもとづき教育施策を実施した。各学校の特色を生かした子どもいきいき学校づくり推進事業、安全・安心教育推進のためにモデル校を指定して、先進的な調査研究を行い、その研究成果を市内全校に普及させた。また、各学校における通学路の安全対策として、PTA等との連携によるスクールガード養成講習会および地域巡回指導を実施した。学校の教育活動の一層の充実・活性化を目指して実施した学校評価システムによる経営改善、すべての教員の授業について児童・生徒が評価する授業評価の実施、東京教師道場への教員の派遣など教職員の資質・能力の向上に努めた。学校施設の安全対策として、校舎耐震化計画の作成、小学校校舎耐震補強工事の実施、外壁・給水設備などの整備改修を実施した。開かれた教育委員会の推進に向け、定例会等会議録の公開を行いホームページの充実を図った。</p> |
|--------------|--|

#### 主な事務事業の取組み

| 事業名                  | 年度目標   | 取組状況   | 成果・課題   | 評価担当課 |
|----------------------|--|--|---|-------|
| ・子どもいきいき学校づくり推進事業の充実 | ・各学校がこれまでの4年間の取り組みを総括し、その成果を継承することができる中心的な取り組みに特化して実施する。 | <p>平成19年度の推進事業は、各学校がこれまで4年間の取り組みを総括し、その成果を継承することができる中心的な取り組みに特化して実施した。</p> <p>平成18年度までに実施してきた推進事業の成果にもとづき、事業を継続・発展させるもの 外部評価により経営改善が求められる課題のうち、校長が当該年度の重要課題として学校経営方針に位置付けて取り組むもの 緊急の課題であり、児童・生徒の教育活動の充実および学校教育の活性化を図る上から必要が認められるもの</p> | <p>各校において、教育活動、音楽活動、読書活動、PTAおよび地域との連携活動、地域の伝統芸能・伝統音楽の伝承等、学校と地域の新たな関係を構築し、郷土に根ざした特色ある学校づくりの取り組みを行い、誇りと夢をもって、たくましく次代を切り拓いていく児童・生徒の育成が推進できた。</p> | 指導室   |

|                            |  |   |  |                    |
|----------------------------|--|---|--|--------------------|
| <p>・スクールガードリーダーとの連携</p>    | <p>・スクールガード養成講習会の実施(東小を除く全小学校) = 全小学校各 1 回(計 16 回) 実施(1 回 2 時間程度)<br/>         ・地域巡回指導の実施(東小を除く全小学校) = 全小学校各 10 回、計 160 回実施</p>                    | <p>保護者、地域住民等の「地域の力」を活用し、登下校時や放課後、休日の児童の安全確保を図るため、各小学校に「子ども安全ボランティア」を立ち上げた。子ども安全ボランティアが有効に機能するよう養成するため、警察OBであるスクールガードリーダーを活用した。<br/>         スクールガード養成講習会 = 15 校 × 2 回、1 校 × 1 回、計 31 回実施、保護者等参加者延べ 757 人<br/>         地域巡回指導 = 全小学校各 10 回、計 160 回実施</p> | <p>スクールガード養成講習会は、通学路等の安全を自らが守るとの意識が高まり、回数も目標以上の実績をあげられた。また、地域巡回指導は、目標以上の実績があげられた。<br/>         今後は、この基礎をもとにして、保護者の安全に対する意識を、いかに、継続的に維持、発展させるかが課題であり、子ども安全ボランティアの技能の向上に向け、実態を検証しながら事業の推進を図る必要がある。</p> | <p>総務課<br/>指導室</p> |
| <p>・「青梅子ども 110 番の家」の推進</p> | <p>・「青梅子ども 110 番の家」を継続<br/>         ・登録者へお礼状を送付する。</p>   | <p>事業開始 3 年目にあたり、平成 19 年度末現在で登録件数 2,159 件となった。また、「青梅子ども 110 番の家」に登録している方へお礼状を送り、これまでの事業に対する感謝をするとともに、引き続き事業に対する協力を依頼した。</p>   | <p>継続的にアンケート等を実施するなどして、登録者のかかえる問題点等の把握をする必要がある。</p>  | <p>総務課</p>         |
| <p>・「安心・安全推進モデル校」の設置</p>   | <p>・モデル校の指定 = 青梅市立小・中学校の中から 1 校を指定する。<br/>         ・モデル校の指定を受けた学校は、学校・家庭・地域および関係諸機関等との連携をもとにした実践的な研究に取り組む。また、併せて、校内組織の整備を図り、様々な事例を想定した体制を整備する。</p> | <p>児童・生徒の安全・安心の確保および拡充に関する教育の実施を図るための取り組みについて、先進的に調査研究を行うため、モデル校として霞台小学校を指定した。<br/>         霞台小学校では、学校・家庭・地域および関係諸機関等との連携をもとにした、実践的な研究を行い、校内組織を整備した。また、研究発表会により研究成果を普及させた。</p>  | <p>学校・家庭・地域および関係諸機関等との連携をもとにした、実践的な調査研究を実施することができた。<br/>         なお、他校における研究成果の積極的な活用や応用を図る必要がある。</p>  | <p>総務課<br/>指導室</p> |
| <p>・学校評価システムによる経営改善の充実</p> | <p>・各校において、学校経営および学校運営の P D C A サイクルに、学校評価を計画的に位置付け、経営の改善と教育活動の充実を図る。<br/>         ・保護者を対象に、学校が設定した項目によるアンケートを実施する。</p>                            | <p>学校が自主性・自律性を発揮し、年間を通じて教育活動の進行に応じた適切な評価を行い、学校運営や教育課程の改善を図るため、学校のマネジメントサイクルに学校評価を位置付け、経営改善への取り組みを実施した。</p>  | <p>評価結果をもとに各学校において成果と課題を明らかにし、学校運営等の改善に生かすことができた。<br/>         今後、学校経営、学校運営の改善に生かす学校の自己評価や保護者等による評価の在り方について検討する必要がある。</p>  | <p>指導室</p>         |

|                      |   |   |   |     |
|----------------------|---|---|---|-----|
| ・児童・生徒による授業評価の実施     | ・全ての教員の授業について、小学校、中学校の全学年において実施する。  | 小・中学校の全学年において、全ての教員の授業について評価を実施した。なお、評価は、学校において設定した評価項目で実施した。   | 各学校において、評価結果を生かした授業改善の推進を図ることができるようにした。                       | 指導室 |
| ・「東京教師道場」への教員の派遣     | ・授業力の向上および他の教員を指導する資質・能力の育成を図ることを目的とした「東京教師道場」に教員を積極的に派遣し、教員のリーダーとなる人材の育成を図る。 | 「東京教師道場」に市立学校の教員を派遣し、青梅市におけるリーダー的な教員の育成を図った。派遣教員は2年目の道場部員4名に加え、平成19年度においても部員を派遣した。<br>部員＝小学校3名、中学校1名、助言者＝中学校1名  | 青梅市におけるリーダー的な教員の育成を図ることができた。                                  | 指導室 |
| ・服務規律の確保のための研修会の実施   | ・各学校において服務規律の遵守に関する研修を実施する。<br>・全教職員を対象に、服務規律の徹底を図る研修会を実施する。                  | 東京都服務事故防止月間に合わせて各学校において研修7月、12月を実施した。また、全教職員を対象に研修会を実施した。開催日＝平成19年8月8日(水)、午前(小学校教職員対象)午後(中学校教職員対象)会場＝青梅市民会館ホール  | 全教職員に対し、服務事故の防止の徹底を図り、改めて服務事故および服務の厳正に関する教員の理解を深めることができた。     | 指導室 |
| ・小・中学校の校舎の耐震化計画の作成   | ・「青梅市立学校施設耐震改修検討委員会」において、耐震診断結果、施設規模および使用状況等を分析・検討し、耐震改修指針、年次計画等を作成する。        | 青梅市立学校施設耐震改修検討委員会を設置し、同委員会を3回開催。耐震改修指針、年次計画等を作成し報告書を平成20年3月にまとめた。   | 耐震改修優先順位をつけるとともに、今後の耐震改修年次計画をまとめたが、今後はこれをもとに確実に実施することが重要である。  | 施設課 |
| ・第二小学校の校舎改築基本計画作成の実施 | ・青梅市立学校施設のあり方検討委員会の報告書をもとに、第二小学校校舎改築基本構想・基本計画書を作成する。                          | 「青梅市立第二小学校校舎改築基本構想・基本計画作成業務委託」を社団法人文教施設協会と契約。「青梅市立第二小学校校舎改築基本構想・基本計画 報告書」を平成20年3月に作成した。<br>契約金額＝3,940,650円、契約期間＝平成19年9月3日～平成20年3月28日                          | 基本構想・基本計画をもとに、今後の基本設計を進める必要があるが、検討が必要な内容もあるため、関連部署との連携が必要である。 | 施設課 |
| ・小学校の耐震補強の実施(小1校)    | ・平成14年度に実施した耐震診断の結果により、耐震補強が必要となった校舎の耐震補強工事を実施し、児童・教職員の地震に対する安全を確保する。         | 第七小学校校舎耐震補強工事を実施した。昭和47～53年に建設された校舎3棟の耐震補強工事。<br>工事概要＝既存鉄筋コンクリート造3階建ての管理・普通教室棟校舎(延べ面積2,609㎡)特別教室東棟校舎(延べ面積926㎡)および特別教室西棟校舎(延べ面積446㎡)の耐震補強工事。これに伴う電気・機械設備工事を含む。 | 耐震補強が必要な他の学校施設についても、早急に耐震補強工事を実施する必要がある。                      | 施設課 |

|                            |   |   |  |            |
|----------------------------|---|---|--|------------|
| <p>・小学校の外壁の改修の実施（小1校）</p>  | <p>・31年間経過した第六小学校校舎の外壁は、老朽化が著しく、雨漏りや外壁材の剥離などが発生しているため、大規模な改修を実施し、防水性、安全性を高める。</p> | <p>第六小学校校舎外壁等改修工事を実施した。昭和51年に建設された校舎の外壁改修工事。工事概要＝既存鉄筋コンクリート造4階建て校舎（延べ面積4,862㎡）の外壁改修工事。これに伴う電気、機械設備および機械警備工事</p> | <p>外壁改修が必要な他の学校施設についても、計画的に工事を実施する必要がある。</p>   | <p>施設課</p> |
| <p>・小学校の給水設備改修の実施（小1校）</p> | <p>・東京都水道局の進める『公立小学校の水飲栓直結給水モデル事業』により校舎内外の水飲栓を直結給水化し安全でおいしい水の供給を行う。</p>           | <p>若草小学校校舎内外の水飲栓を直結給水化し、安全でおいしい水の供給を行った。工事概要＝校舎内外の水飲栓（手洗い等含む）に対する直結給水管改修</p>                                    | <p>工事完了後の評価は、良好であった。本事業が継続されれば、更に給水直結化工事を進めたい。</p>                                   | <p>施設課</p> |
| <p>・教育委員会ホームページの充実</p>     | <p>・新規の事業の啓発について、積極的に充実を図る。</p>   | <p>教育委員会からの情報発信を積極的に推進するため、ホームページの充実を行うとともに、特に、新規事業の啓発について積極的に行った。</p>  | <p>市民のニーズに応じて、見易さ、わかり易さを基本にフレキシブルに継続的な改善に心がけていきたい。</p>                               | <p>総務課</p> |
| <p>・教育委員会会議録の公開</p>        | <p>・平成19年度から教育委員会会議録を公開し、教育委員会の活動状況、会議での意見や質問について誰でも閲覧できるように教育委員会ホームページに掲載する。</p> | <p>開かれた教育委員会を目指し、教育委員会の活動状況、会議での意見や質問について、誰でも閲覧できるように教育委員会ホームページに掲載した。</p>                                      | <p>教育委員会会議録は、全文に近い要約のため、委員会での質疑の内容が詳細に読み取れることから、公開した効果は大と考える。継続して、情報公開を実施していきたい。</p> | <p>総務課</p> |

## 点検・評価にかかる青梅市教育委員会事務点検評価有識者の意見

平成20年度 青梅市教育委員会の事務点検評価について

青梅市教育委員会事務点検評価有識者

藪 照 國

### 1 総論

人としての基礎づくりから個々の能力向上、社会への適応と貢献、市民参加と協調、教師のレベルアップなど、幅広い項目にわたる事業の取り組みは教育委員会の目標に沿って進められている。

ただし、単年度の点検評価を行うに当たり、前・後年度の結果と方向性が示されない中で、単年度の「主な事務事業の取り組み」のみを対象に評価を行うことについては、事業の継続性、進捗状況等を検証する上で、不足感が発生するのは否めない。

また、評価対象の事業には「事業の完成と事業の進行中」に分けられるが、校舎等の補修など完成した事業についての評価は可能であるが、大半の事業はプロセス中心に計画されている。これらプロセスを中心とした事業は、その性格から、児童・生徒への影響度を目標に掲げるべきものであり、進行中での評価もやむを得ないが、可能な事業は中期計画を作成し、「完成の定義」を設ける必要があるものとする。

### 2 個別事業への意見

個別事業については、次の意見を付するものである。

- ・ 未来をゆだねる子供たちに精神教育・心の教育は重要である。

この教育を進めるに当たっては、例えば、江戸時代において、藩校などで、武士道精神を基幹とした教育がなされたように、日本人としての判断基準、行動基準が示される必要があるものとする。

国際化が、益々進む地球社会にあって日本の精神と道徳を養うことが日本の発展に繋がり国際人を育成することになる。明治維新をやり遂げ、列強の配下に下らず、戦後の早期復興と経済大国2位、アジアで最初に先進国の仲間入りをした日本。一方、人間性を欠くいじめや許し難い肉親犯罪の横行など、戦後教育の始末が表裏一体となって露出してきている。今こそ、武士道精神のような判断基準、行動基準が必要とされる重要な時期にあるものとする。

- ・ 学力向上は重要なテーマである。教科別分析や報告書作成、リーフレット配布など学力向上推進委員会の努力は理解できるが、児童・生徒の反応が見えてこない。児童・生徒たちの反応まで追及してもらいたいし、事業の途中であるならば時間的な設定も必要ではないか。

「健康・体力に関する調査の拡充」も同様と思う。

- ・ コンピュータの活用教育は必要である。ただし、情報の取り扱い方、情報発信の際の心得、

注意点などの教育が必要になる。P Cからの発信は昨今無責任な誹謗中傷の類が多くなりコンピュータの活用が一部ではあるが悪用されている。

- 学校施設の安全に関しては、校舎や施設等の地震対策、プールの安全に至るまで、事故が発生する前からポテンシャルを探し出し、事故発生前に前向きな対処をするとの姿勢が伺われる内容となっている。学校施設に限らず公共の施設は、子どもたちをはじめ市民にとって100%の安全が図られるべきものであるから、今後とも、これを目指して努力願いたい。
- 国際理解教育に関しては外国人指導助手の活用は積極的に進めてもらいたい。同時に人種間戦争や貧困にあえぐ多くの国々が存在している実情を肌で感じる体験実習なども取り入れることが必要ではないか。

## 1 総論

「教育目標」及び「教育方針」については、東京都との関連を考慮しつつ「基本方針3」「基本方針4」「基本方針5」において、青梅市独自の項目を設定している。特に、「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」と「基本方針4 文化・スポーツ・レクリエーションの振興」の項目を別にしている点は、市の考え方を反映している。

各方針に示された内容項目については、理念的なものと具体的なものとに大別でき、環境整備や具体策を打ち出しやすい項目については取り組み状況や成果も把握しやすい。

しかし、理念的な項目については、継続的かつ中長期的な性質をもっており、「主な事務事業」に取り上げて、その成果を確認することが困難な面がある。したがって、特に「基本方針1 人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」については、明確に短期、中長期の目標を定めるとともに、社会の実態、ニーズの変化を敏感に受け止めたスモールステップの取り組みが求められる。

今後はさらに、市の基本計画との整合性、市教委の教育推進プランとの関係性、基本方針1～5の事業バランス、担当各課の教育施策バランスなども考慮して点検・評価の資料作成と事務作業に臨むことが必要である。

## 2 個別事業への意見

個別事業については、次の意見を付するものである。

- ・ 指導資料集、リーフレット等を作成した事業において、市教委のホームページにアップされているものとされていないものがあり、一考を要する。アップされているものでも、該当ページにたどり着くまでに時間がかかる場合も見られた。
- ・ いくつかの事業において啓発資料、リーフレットを作成・配布した実績は見えるが、市民、学校の活用の状況、成果・課題がとらえにくい。
- ・ 特別支援教育関連については、19年度期というニーズに対応し、「主な事務事業」として数多く取り上げられており、市教委の積極的な姿勢が見える。リーフレット等も充実している。
- ・ 小・中学校の一貫教育への取り組みについては、広域な市の実態に対応した柔軟な取り組みとなっており、20年度からの年度ごとのスケジュール計画もわかりやすい。

しかし、取り組みの内容・方法が中学校区に任されており、市教委としては「中学校区にお任せ」にならないように、研修会や学区独自のアイデア等への人材、予算等の支援を適切に進めていただきたい。

- ・ 東京都市長会の助成事業である子ども体験塾については、各市においてさまざまな工夫がなされているが、中高生を対象とした場合に参加者が伸びない傾向がある。地元の人材、自然、

産業等を生かした事業展開により、体験を通して地域を愛する心を培う事業としたい。また、参加者の多い「親子ふれあい綱引き大会」や、参加者の少ない「家庭教育の啓発に向けた取り組み」などの事業も含め横断的に連携・実施する方策を検討する必要がある。

- ・ 文化振興に関する事業については、市長部局と教育委員会が密接な連携をもち、大学やNPOとの積極的な意見交換・協働活動を行うことが必要である。文芸、美術、音楽、町並み、街づくり、産業等の保護・振興に対して市民の期待が高まっている機運があり、市の適切な援助、支援を期待する。
- ・ 中央図書館の整備は一層必要であるが、特に、全ての市民が生涯にわたり自主性に学習をするとの視点から、蔵書の充実は不可欠であり、学校図書館の充実も含め、「青梅市子ども読書推進計画事業」における位置づけを明確にすることが必要である。
- ・ 学校の施設管理、児童・生徒の安全は、何よりも優先されるべき内容である。さまざまな施策・対応が適切にされている。今後も事前対応という積極的な姿勢で努力していただきたい。